

大館市適正入札・契約推進委員会

令和8年度 第1回定例会議事録（概要）

■日 時：令和8年6月25日（木）15時00分～16時10分

■場 所：大館市役所本庁舎 会議室402

■出席委員：佐藤 英夫 （委員長／税理士）
齊藤 留美子 （関係業界代表／建築士）
熊谷 克史 （弁護士）
佐藤 伸雄 （学識経験者）
北林 武彦 （内部委員／大館市副市長）
乳井 浩吉 （内部委員／大館市総務部長）

■ はじめに（略）

1. 開 会

委員長： 本日は、大館市適正入札・契約推進委員会の令和8年度 第1回目の定例会を招集したところ、皆様のご出席をいただき感謝申し上げます。

それでは、これから要綱第5条に基づく定例会議を開催します。

本日の委員の出席状況について、事務局から報告を求めます。

事務局： 本日は、委員6名全員の出席をいただいておりますので、過半数に達していることを報告いたします。

委員長： 事務局からの報告のとおり、委員定数6名全員の方が出席し、過半数に達しておりますので会議を開会いたします。

本日の会議は、要綱第2条及び第5条に規定する定例会議であります。

2. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を公開と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するため、非公開とする場合には傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。また、定例会の内容については、ホームページを通じて会議の概要を公表しますので、ご承知置き願います。

3. 審 査

① 入札・契約の運用状況について

委員長：これから審議に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局：お手元の資料1「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、令和7年度下半期の状況についてご説明いたします。

業種別として、「建設工事」ほか計4つに分類し、随意契約については予定価格が250万円を超える契約のみを掲載しております。また、「物品調達」及び「役務提供」の単価契約については、普通契約と分けて記載しております。普通契約の落札率は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率、単価契約の落札率は落札率の合計を件数で除した平均落札率としております。

それでは、業種別に状況をご説明いたします。説明時の金額は、端数を切り捨てた数字とさせていただきます。

- 最初に建設工事ですが、条件付き一般競争入札は9回執行しており、件数は45件、契約金額は9億8,367万円となっております。随意契約は12件、9,638万円で、前年同期と比べ、件数、契約額とも増加しております。

建設工事全体では、18件増加の57件、契約金額でも1億8,550万円増加し、10億8,005万円となっております。前年同期と比較し、災害復旧工事の発注が多かったことなどが、その主な要因となっております。落札率については、前年同期と同じ98.3%となっております。

- 次に、測量及び建設コンサルタント等業務についてであります。前年同期比で、件数が2件増加の13件、契約金額でも5,149万円増加し1億3,383万円となっております。その主な要因は、建設工事同様、大雨で被災した農地農業用施設の災害復旧に係る設計業務等の発注が増えたことによるものです。落札率は9.9ポイント増加し、97.2%となっております。

- 次の物品調達であります。発注件数が前年同期比で14件減少の16件、契約金額が3,863万円増加し1億3,002万円となっております。契約金額が増加した主な要因は、市立総合病院で総体的に発注件数が減少したものの、比較的高額な医療システム類の購入があったことによるものであります。落札率については、普通契約で3.6ポイント増加し96.6%、単価契約でも4.4ポイント増加し91.8%となっております。

- 次に、役務提供であります。発注件数が前年同期比で14件増加の55件、契約金額も7億792万円増加し13億6,511万円となっております。保育園や公民館などの清掃業務や、山館浄水場ほか水道施設運転管理業務などの長期継続案件の発注があったことが、その主な要因となっております。落札率については、普通契約で0.9ポイント減少し98.6%、単価契約では17.1ポイント増加の98.5%となっております。

- 以上、令和7年度下半期の総件数は141件となり、前年同期比で20件の増加となっております。また、単価契約を除く契約金額の総合計は27億903万円で、9億8,355万円の増加となっております。令和7年度下半期の落札率については、普通契約は前年同期から0.4ポイント増加し98.3%、単価契約では10.7ポイントの増加し95.1%となっております。

令和7年度下半期の入札・契約の運用状況についての説明は以上であります。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況につきましては、お手元の資料2「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照願います。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございますか。

委員A： 総合病院の随意契約「医用画像管理システム」についてですが、地方自治法第136条第2項第8号を適用した理由は。

事務局： 入札参加者がいないときや、入札が不調となったときに同8号を適用させ随意契約をしております。本案件は、公募型指名競争入札で公告し入札参加者を募ったものの、1者しか申込みがなく、競争性が確保できないということで入札を取り止めたものですが、再公募して入札する時間的余裕がなかったことから、随意契約に至ったと伺っております。

委員A： 同じく、第8号を適用させ随意契約している「城南保育園分園清掃業務」についてはどうなっているのでしょうか。

事務局： 当該案件は、3者による入札を執行し、1回目の入札で不落、さらにその場で再入札を行い不落となった案件であります。再入札の額が予定価格と少額であったことから、入札事務取扱要綱上の「予定価格と入札額が少額の場合は、その不落した最低の入札者と協議した上で随意契約できる」の規定に則り、随意契約に至っております。

委員B： 一般土木の災害復旧工事の発注に当たり、複数の等級区分を対象としている案件がありますが、1等級区分を対象としている案件との使い分けの理由は。

事務局： 一般土木の発注における対象等級格付けを選定する際には、等級格付け区分ごとに定められた金額にあわせて決めております。

予定価格の金額により等級格付け区分を決めているのですが、災害復旧工事などで急を要する場合や、当該格付け業者だけでは入札参加者が見込めないおそれがあるときなどは、施工内容にもよりますが、その上位や下位の等級にも広げて、確実に受注が見込めるよう発注している場合があります。

委員D： B級やC級の業者数が少ないということも要因にありますか。

事務局： 災害復旧工事では受注・着工を何より急いでおり、なるべく最初の入札で受注してもらいたいということで、等級範囲を広げております。

委員B： 普通河川災害復旧工事の随意契約について、一般土木B級を対象に14者から見積りを徴取していますが、これはB級登録業者すべてですか。

事務局： 一般土木B級に登録している全者に対し見積り徴取をしています。

委員D： ほかの工事と、どういう違いがあるのでしょうか。

事務局： 通常であれば、地域性等を考慮した上で、現場の近くに所在する3者なりを選んでいるのですが、今回は災害復旧工事であり、とにかくどこか手を挙げてほしいということもあり、案件別に選定することなく、全者に対し見積徴取をしたと伺っております。

委員C： 同じ災害復旧工事でも1者とか2者の案件もあるので、特に時間がなかったことから、手当たり次第という感じだったのでしょうか。

事務局： 例えば、光ケーブル復旧工事等であれば、NTT東日本株式会社しかできないということで第2号を適用させております。第5号になると、災害とか緊急時対応になりますので、原則、見積徴取者は1者ではできないので、数者を選定した上で発注しているのですが、先ほども申し上げたように、当該案件の場合、等級格付け業者すべてに見積徴取をかけたということになります。

委員D： このような場合、提出しない事業者もあろうかと思いますが、提出のあった中で一番低いところと契約するということでしょうか。

事務局： そのとおりです。

委員C： 「除排雪業務」について、第2号を適用し随意契約としているのは、先ほどの件と同様に手当たり次第みたいな感じなのでしょうか。

事務局： 第2号の定義には、性質又は目的が競争入札に適しないものという考え方があります。本案件は、降雪前に業者を決めているのですが、75者全部を対象にそれぞれ地区ごとをお願いしています。契約方法としては、市の方から単価を示した上で、同意していただけた業者、ほぼすべて同意していただけるのですが、その75者と契約しております。

資料には複数単価となるため執行予定額を記載していますが、実際は1時間当たり、1日当たりという単価を決めた上で、75者とそれぞれ契約しているということになります。

委員A： 総合病院の「精白米」の単価契約ですが、10キログラム当たりの単価が高いように思えます。米の値段が高騰した時期に契約したのでしょうか。

事務局： 当該案件は令和7年10月頃の契約で、令和の米騒動とか言われた時から、徐々に下がってきている時期に差ししかかっていた頃かと思われそうですが、当時から考えますと、適正な価格だと認識しております。

委員B： 「除排雪業務（国支援その1）」ほか計3件について、これは除排雪作業を実施した際の契約なのでしょうか。

事務局： これは先の75者との契約と違って、雪が大量に降った後、道路の除排雪が追いつかなくなり、国や県からそれぞれ支援を受けて、その作業を請け負った各業者と随意契約を結んだものです。

委員B： 県内の業者なのか。

事務局： 国支援の業者は、県外の業者になっております。県支援の業者は、由利本荘市の業者であると伺っております。

委員A： 総合病院発注の単価契約「除排雪業務」計5件であります。入札参加者が3者であるにもかかわらず、落札率が100%になっている案件があります。予定価格を事前公表していない状況で、落札率が100%になっているというのは理解に苦しみます。

一般的に、落札率は100%にならないケースが多いわけですが、当該業務について過去のデータも見たところ、同じ業者が継続的に受注し落札率が100%になっているものもあります。このような状況に対して、総合病院では何らかの調査などを行っているのでしょうか。

事務局： 入札結果を見て申し上げますと、落札した業者以外の2者は予定価格を上回っていたことが想定されます。一番低い入札額であった者が落札し、その入札額が予定価格と同額であったため、落札率100%という結果になっております。

なぜ100%で落札できたかということになりますが、市も同様ですが、次年度の予算計上に向け、当該年度に業務を請け負っている業者から、参考見積りをいただいている場合があります。

本案件においても、落札者が数年にわたり業務を担っているということもあり、当該業者から次年度に向けた参考見積りをもらっていると思います。それがそのまま予算化され、予算計上時の参考見積りの額と同額で入札してしまうと、このように落札率が100%になってしまうことがあると思われます。

委員A： 同じ業者が100%で落札しているので、同じ業者がいつも請け負うような状況になっている可能性が高い。総合病院側には、調査の上、何かしらの対策をしていただきたいということではいかがでしょうか。

事務局： 参考見積もりを徴取するときも、1者のみでなく、別の業者も含め数者から取るとか、あと入札も疑念を抱かれないような方法で執行するよう、この委員会で意見があったことを総合病院の方に申し上げておきます。

委員D： 参考見積りを取り寄せる業者を少し検討いただいて、数を増やすなどの対策をしていただければと思います。

委員A： 「大館東地域道路等包括管理業務」についてですが、過去にも包括管理業務を委託している案件があると思います。この方式における事業と対価のバランスがとれているのかどうかについて、調査や検証はなされているのでしょうか。

事務局： 毎月、受託事業者と定例会を開催し、予算執行状況の資料や実施している業務報告書を提示いただいた上で、消化額、実施状況の確認・検証を行っているようです。さらに、四半期ごとに支払いしているようですが、その際には実施した項目についてチェックシートでさらに確認した上で、業務内容をきちんと評価し、支払いに至っているようです。

委員D： 参加されている企業の数も多いですので、そういった検証を適切に行うようにお願いします。

委員C： 「e L T A X審査システム等の更新及びサービス提供業務」について、随意契約の理由が 6 号の「入札に付することが不利と認められるとき」となっておりますが、どのようなことにより不利と認めたのでしょうか。

事務局： 主な業務はe L T A X審査システムの更新ということになりますが、まず、入札に付して、仮に契約者に変更が生じた場合は、e L T A X初期導入時と同様の作業が新たに必要となるほか、サーバーの変更となると、端末の設定のほか、環境の構築や接続確認、総合的な運転試験など、数か月かかる作業が生じることとなります。現行の業者とそのまま契約するのと比較し、余分に費用がかかったり、業務実施までに長い期間がかかったりすることになるなど、入札に付することが不利になるということで、6 号の規定に則り随意契約にしたものであります。

委員C： このようなシステムは、ある一業者と契約をしてしまうと、以降のシステム変更が費用的に容易ではないということをしばしば聞きますが、そういうことを含め 6 号随契になったということでしょうか。

事務局： そのとおりです。

委員D： このe L T A Xは、地方公共団体で統一して導入していると思うのですが、同じ事業者委託しているのでしょうか。

事務局： サービス利用にあたっては、地方共同法人地方税共同機構に認定された事業者と契約することになっているそうです。そこに当該事業者が認定されているということで、当初の段階ではそこと契約に至ったと伺っております。

委員D： ほかに何者かいるということなのでしょうか。

事務局： そこまでは確認できていません。

委員D： 「大館市立扇田病院医事会計システム等購入」について、公募型プロポーザル後の随意契約となっておりますが、公募型プロポーザルというのはどのような制度なのでしょうか。

事務局： 公募型プロポーザルとは、当該案件に関する発注概要等を示した上で、金額も含め、事業者から事業提案を受け審査する制度です。審査会等で提案内容を採点し、最優秀提案者 1 者を決めることとなりますが、その 1 者と随意契約するため、第 2 号の規定による随意契約した次第であります。

委員D： 公募型プロポーザルにおける審査が先に行われるということですか。

事務局： そのとおりです。

委員長： 他にご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、市の発注に係る入札・契約の運用状況についての審査を終了いたします。

② 抽出事案について

委員長： 次の審査事項に移ります。本委員会要綱第 2 条第 2 号の規定により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したものに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入

札に係る指名の理由及び経緯等について」の審議を行います。

要綱第6条の規定により、この抽出は「抽出委員」に委任し、あらかじめ選んでおります。要綱の運営要領第3条第2項の規定により、事務局の説明に先立ち、抽出委員の佐藤伸雄委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員： それでは、審議に入る前に「抽出結果」について報告しますので、ご確認をお願いいたします。資料3をご覧ください。

【建設工事】と【測量及び建設コンサルタント等業務】につきましては、電子入札で執行していることから、条件付き一般競争入札の案件から抽出しております。【物品調達】と【役務提供】につきましては公募型指名競争入札の案件から抽出しております。

◎ 条件付き一般競争入札

① 建設工事 【樹海体育館床等改修工事】

市長事務部局が発注した45件の中から、予定価格が最も高い『樹海体育館床等改修工事』を選んでおります。

② 測量及び建設コンサルタント等業務【堤沢橋橋梁補修設計業務】

市長事務部局が発注した4件の中から、予定価格が最も高い『堤沢橋橋梁補修設計業務』を選んでおります。

◎ 公募型指名競争入札

① 物品調達 【業務用洗濯機・乾燥機】

市長事務部局が発注した普通契約5件の中から、予定価格が2番目に高い『業務用洗濯機・乾燥機』を選んでおります。

② 役務提供 【指導者用タブレットリース】

市長事務部局が発注した普通契約21件の中から、予定価格が最も高い『指導者用タブレットリース』を選んでおります。

◎ 随意契約

① 役務提供 【入出金機オンライン送金業務】

市長事務部局の発注案件で、本庁舎の銀行窓口撤退に伴い、新たな公金管理業務として導入した『入出金機オンライン送金業務』を選んでおります。

委員長： 「抽出の結果」について皆様の確認をお願いいたします。

(意見等なし)

委員長： 引き続き、事務局から「抽出事案」について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、資料3により説明いたします。

- 最初に、条件付き一般競争入札で発注しました「樹海体育館床等改修工事」であります。経年劣化したメインアリーナの床材、移動観覧席のホイールを更新するものであります。入札参加資格としては、「建築一式A級」に登録があること、「市内に本社・本店

等主たる営業所」を有すること、監理技術者として「1級建築施工管理技士」又は「1級建築士」ほか、これら同等以上のいずれかの資格を有する者を配置できることを条件としております。この入札には、2者が参加を申し込んでおり、電子入札を実施した結果、落札者1者を決定しております。落札率は99.7%となっております。

- 次に、測量及び建設コンサルタント等業務からは、同じく条件付き一般競争入札で発注した「堤沢橋橋梁補修設計業務」であります。花岡町字堤沢地内の橋13.4メートルの補修、補強設計などを行うものであります。入札参加資格として、「土木関係建設コンサルタント業務」のうち「鋼構造及びコンクリート」に登録があること、「秋田県内に主たる営業所又は従たる営業所」を有し、その営業所が登録されていること、監理技術者及び照査技術者として「選択科目を鋼構造及びコンクリートとする技術士の資格を有する者」を配置できること、同業務の施行実績を有することなどを条件としております。この入札には、11者が参加を申し込んでおり、電子入札を実施した結果、落札者1者を決定しております。落札率は79.9%となっております。

- 続いて、物品調達「業務用洗濯機・乾燥機」についてであります。特別養護老人ホームつくし苑の業務用洗濯機2台と乾燥機2台を更新するものであります。入札参加資格としては、「電気・通信機器」を取り扱い品目として登録していること、「市内に本社又は支店等の営業所」を有していることなどを条件としております。この入札には3者が参加申込みをし、同じく3者を指名し入札を執行しております。その結果、当該3者から落札者1者を決定しております。落札率は98.9%となっております。

- 続いて、役務提供「指導者用タブレットリース」であります。入札により約定締結した小中学校の教師用タブレット364台、約定金額29,192,800円を、5年間、60回支払いのリース契約に付すものであります。入札参加資格として、役務提供の「賃貸借」に登録していること、「東北6県内に本社又は支店等の営業所」を有していること、社会保険に加入していることなどを求めています。この入札には3者が参加申込みをし、同じく3者を指名し入札を執行しております。その結果、当該3者から落札者1者を決定しております。落札率は98.9%となっております。

- 最後に、随意契約の案件です。会計課が発注した「入出金機オンライン送金業務」であります。この業務は、秋田銀行の市役所派出窓口の廃止に伴い、市の税金などの公金及びつり銭、窓口払用現金を安定的に管理するため、本庁舎ほか3施設に設置される入出金機の運用支援及び保守を行うものであります。契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約としたものであり、特定される相手側から見積書を徴し、契約に至っております。落札率は、92.8%となっております。

委員長： ただいま説明がありました「抽出事案」について、皆様からのご意見をいただきたいと思います。何かご質問、ご意見はございませんか。

委員A： 「樹海体育館床等改修工事」について、当初の予定工期が令和8年3月16日から令和8年3月31日になっており、それでは工期が少なすぎるのではという点と、予算繰り越し後には9月30日までに工期変更となっておりますが、このようになった理由を伺いたい。

事務局： 当該工事は、契約金額が1億5,000万円以上であるため、契約の締結にあたっては議会の議決が必要となっております。入札を執行したのが1月27日で、一旦仮契約を交わし、議会の議決日をもって本契約成立となるため、3月議会の最終日の3月16日に議決され本契約の成立となります。よって、工期の始期を3月16日からとせざるを得ないということになります。

次に、工期の終期を3月31日にした点ですが、繰越承認を受けるまでは、7年度予算は7年度中で執行しなければならないのが予算上の原則としてあります。この工期内の施工では無理があるのは承知しておりますが、繰越承認を受けるまではそうせざるを得ないのが実情にあります。契約の議決と同時に、一旦、3月31日までの工期とした仮契約が本契約として成立、その後、予算繰越の承認を受けたことから9月30日までの工期として変更契約を交わしております。

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、抽出事案についての審査を終了いたします。

③ 指名停止等の運用状況について

委員長： 続きまして、要綱第2条第1号及び同運営要領第2の規定に従い、「指名停止等の運用状況」について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、資料4により令和7年度下半期の指名停止等の運用状況についてご説明いたします。令和7年度下半期においては、3件3者の指名停止措置を行っております。

初めに、1の指名停止についてです。対象業者は極東開発工業株式会社です。特定特装車製品の販売に関し、独占禁止法の違反により、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令がなされております。本事案が、指名停止要綱の規定による「独占禁止法違反行為」に該当するものとして、要綱の基準のとおり6か月の指名停止としたものです。

次の事案についてです。対象業者は株式会社トーニチコンサルタントです。特定跨線橋点検等業務に関し、独占禁止法の違反により、公正取引委員会から、上記同様の排除措置命令等がなされております。本事案が、指名停止要綱の規定による「独占禁止法違反行為」に該当するものとして、要綱の基準のとおり7か月の指名停止としたものであります。

次の事案です。対象業者は大館桂工業株式会社です。近年、複数回にわたり指名停止を受けているにもかかわらず、昨年10月16日に、水道課発注の施工現場において労働災害（死亡事故）を起こしたこと、また、作業員死亡の報告の遅れなど、不誠実ともとれる行為があったことなどが、工事請負契約の相手方として不適当であると認められたため、要

綱の基準のとおり 9 か月の指名停止としたものであります。

以上が、令和 7 年度下半期における指名停止の運用状況であります。

委員長： ただいまの事務局の説明について、質問を含め、委員皆様の審査をお願いいたします。

委員 C： 大館桂工業の指名停止につて、以前の指名停止期間はどのくらいでしょうか。

事務局： 前は、令和 7 年 6 月に 1 か月の指名停止となっております。それより前は、令和 3 年度に 3 か月の指名停止となっております。

委員 D： 指名停止期間 9 か月というのは、長い期間だと受け止めましたが。

事務局： 令和 7 年に労災の報告漏れで指名停止を受け、会社としてコンプライアンス意識を高めなければ時期にあったにもかかわらず、大きな労働災害を起こしたことなどが、契約の相手方として不適当であると認められたことによるものです。

委員長： ほかにご質問等ございませんでしょうか。

なければ、「指名停止等の運用状況について」の審議を終了いたします。

④ その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」の案件について説明を受けます。

事務局： 資料 5 「低入札価格調査制度」の事案についてであります。この制度の対象は総合評価方式を採用した案件のみとされたところであり、令和 7 年度下半期において該当となる案件はありません。

続きまして、「その他」の 2 件目です。「令和 7 年度 工事検査結果調書」についてであります。昨年度 1 年間の工事検査に関する報告で、入札等により契約した 200 万円を超える工事検査結果について取りまとめたものです。

昨年度の検査件数の合計は 102 件で、前年度に比べ 76 件の減少となっておりますが、契約金額では 62 億 4,878 万円で、3 億 3,446 万円の増加となっております。件数については、令和 6 年度に災害復旧工事の検査が多数あり、それと比較し令和 7 年度の検査件数が大幅に減少したこと、契約金額については、令和 6 年度から続いていた「大館市斎場建設工事」や「大館市小中学校 LED 照明化工事 計 8 件」の検査などを実施したことなどが影響しております。

完工高を担当部課別に見ますと、教育委員会教育総務課、市民部市民課で大きく増加しております。詳細は一覧となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

「その他」の説明については以上でございます。

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第 2 の第 2 項には「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」、とありますし、入札・契

約制度全般にわたって意見を述べることもできます。委員の皆さんから何かご意見、ご質問はありますか。

委員A： 毎年災害時の緊急対応が大変だと聞いておりますが、発注や契約に関する対応方について考えを伺いたい。

事務局： 災害時の対応ということですが、今回の資料にも載せているとおり、随意契約を優先して発注している案件もあります。

入札により発注している案件もありますが、緊急的に随意契約で契約している案件も多々あり、例えば、時期的に、耕作前の田などの復旧が必要な案件とかは早急に発注するようにしています。国からも、災害復旧の場合は随意契約で対応するよう通達もきており、災害復旧工事の内容にもよりますが、随意契約を適用して早期発注・復旧に努めております。

委員A： 緊急性の高い案件を優先的に発注していくというのが基本方針なのでしょうか。業界の人手不足とかいろいろな課題を抱えている中で、除雪対策で他県から応援に来ていただいたという事例があったことから、復旧工事にも柔軟に対応を図っていくべきだと考えますが。

事務局： 答えとなるかわかりませんが、実際、以前の災害復旧工事の発注に際し、市内の業者で受注者がいないことから、県内業者を対象に発注をしたときもあります。結果、市外から入札に応じる事業者はなく、不調となった事例はあります。

委員C： 災害が起きたときは他の地域でも災害が起きているわけで、事業者が不足となるのではないのでしょうか。

事務局： 県内事業者を対象に発注しておりますので、極端な事例ですが、県北地域が災害を受けたとき、県南の事業者が受注してくれるのではないかと、可能性の一つとして考えていたのですが、県南から入札に参加してこないのが実態としてあります。

※内部委員からの補足説明あり

委員長： 他に何かございますでしょうか。

(意見等なし)

4. 閉会

委員長： なければ、本日の議事につきましては、これをもって終了といたします。